

# 一般社団法人神奈川県バスケットボール協会 U12 部会運営細則

## 第一章 総 則

- 第1条(名 称) 本部会は、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会 U12 部会（以下、「本部会」という）と称する。
- 第2条(事務所) 本部会は、事務所を部会長所在の所に置く。
- 第3条(目 的) 本部会は、神奈川県ミニバスケットボール連盟（1980年～2020年）の理念および事業を引き継ぎ、神奈川県ミニバスケットボール競技界を統括し、ミニバスケットボールの普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

## 第二章 事 業

- 第4条(事 業) 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種競技会
  2. 各種講習会
  3. ミニバスケットボールの指導ならびに普及に関する事業
  4. 各支部・地区組織の相互調整と連携に関する事業
  5. その他本部会の目的達成のために必要となる事業

## 第三章 組 織

- 第5条(組 織) 本部会は、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会アンダーカテゴリー部会の中に位置づけられる。
- 第6条(構 成) 本部会は、本部会の趣旨に賛同し、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」）および一般社団法人神奈川県バスケットボール協会（以下「県協会」）に加盟登録したミニバスケットボールチームで構成され、団体の主な活動場所の住所が所在する次の各支部・地区に所属する、
1. 川崎支部
  2. 横浜支部（北部地区・中部地区・南部地区・西部地区）
  3. 横須賀支部
  4. 湘南支部
  5. 平塚支部
  6. 北相支部（東地区・中地区・西地区）
  7. 小田原支部

## 第四章 登 録

- 第7条(登 録) 登録は、JBAのU12カテゴリー登録運用細則およびU12カテゴリー移籍運用細則に則って行い、本部会に登録する団体は、次の条件を満たした健全な団体とする。
1. 団体の名称、責任者、指導者、保護者会代表者を備えている。
  2. 保護者の同意を得た児童で構成された選手一覧を提出できる。
  3. 団体の規約、総会、執行機関、主たる年間計画、予算・決算、定期的な健康観察計画を備えている。
  4. 団体保険（スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険など）に加入している。
- 第8条(脱退・除名) 本部会の登録団体で次の場合には、本部会より資格を失う。
1. 加盟団体からの脱退の申請があった時。
  2. 本部会の目的に反する行動をとったり、本部会の名誉を毀損したりした時。

## 第五章 役 員

- 第9条(役 員) 本部会は、次の役員を置く。
1. 部会長 1名
  2. 副部会長 若干名
  3. 常任委員 若干名
  4. 運営委員 若干名
  5. 大会委員 若干名
  6. 監事 若干名
  7. 相談役 若干名
- 第10条(部会長) 部会長は、常任委員の中から互選され、県協会会長が委嘱する。  
部会長は、本部会の会務を掌握し、その執行の責任者となる。
- 第11条(副部会長) 副部会長は常任委員の中から互選され部会長が委嘱する。  
副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 第12条(常任委員) 常任委員は、各支部代表者に加え、運営委員会の互選および部会長の指名により選出され、部会長が委嘱する。常任委員は、本部会の会務を分掌・処理するとともに、常任委員会を

構成する。

第 13 条(運営委員) 運営委員は、各支部および部会長の推薦により、常任委員会の承認を経て部会長が委嘱する。運営委員は、常任委員会の決定により業務を分担するとともに、運営委員会を構成する。

第 14 条(大会委員) 大会委員は、運営委員会の要請により各支部の推薦を受けて、部会長が委嘱する。大会委員は、各種グループに所属し、常任委員会・運営委員会で審議決定された事項について、運営委員と協力し、その執行にあたる。

第 15 条(監事) 監事は、本部会の経理および事業執行状況について、常任委員会の推薦により、次の各監事を部会長が委嘱する。

1. 県 U12 監事は本部会経理の監査を担当する。7 支部から輪番で選出して構成する。
2. 支部 U12 監事は各支部・地区の監査を担当する。副部会長及び相談役で構成する。

第 16 条(相談役) 相談役は、常任委員会の推薦により、部会長が委嘱する。

相談役は、必要に応じて、本部会運営についてのアドバイスをする。

第 17 条(任期) 本部会役員の任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠損が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

## 第六章 会 議

第 18 条(会 議) 本部会の会議は、全体会、常任委員会、運営委員会、各種委員会とする。

第 19 条(全体会) 全体会は、登録全チームの代表者および指導者の研修の場とし、次の通りとする。

1. 全体会は、年 1 回(原則として 4 月)部会長が招集する。ただし、常任委員会が必要と認めた場合は、臨時全体会を開催することができる。
2. 全体会は、本部会の重要な事項についての伝達や研修、登録チームからの意見聴取などを行う。

第 20 条(常任委員会) 常任委員会は、部会長、副部会長および常任委員で構成され、必要に応じて部会長が招集する。常任委員会は、本部会の審議・執行機関として、本部会事業実施上の重要なことについて審議決定する。構成員の半数以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数で決する。決定事項は、県協会理事会に提案し、承認を得る。

第 21 条(運営委員会) 運営委員会は、運営委員および常任委員会構成員で構成され、必要に応じて部会長が招集する。運営委員会は常任委員会の諮問機関として、本部会事業実施上の必要なことについて連絡調整する。また、必要に応じて審議し、常任委員会に答申する。定足数および議決については、前条を準用する。

第 22 条(大会委員会) 本部会には、次のグループで構成する大会委員会を置き、グループ長を委員長として運営する。グループ長は、常任委員となる。

### 1. 事務局

総務部と登録確認部で業務を分担し、総務部は諸会議運営、大会式典及び総務全般を担当し、登録確認部は登録管理を担当する。総務部は 7 支部から選出された部員で構成し、登録確認部は 7 支部のうち横浜と北相は下部組織に細分化した 1 2 地区から選出された部員で構成する。

### 2. 財務

県 U12 経理部と支部 U12 経理部で業務を分担し、県 U12 経理部は本部会の経理及び内部監査を担当し、支部 U12 経理部は各支部・地区の経理及び内部監査を担当する。県 U12 経理部は 7 支部から選出された部員で構成し、支部 U12 経理部は 7 支部のうち横浜と北相は下部組織に細分化した 1 2 地区から選出された部員で構成する。

### 3. 競技運営

競技会部とリーグ戦部で業務を分担し、競技会部は上部大会に繋がる大会の運営を担当し、リーグ戦部は各種リーグ戦の運営を担当する。各部は 7 支部から選出された部員で構成する。

### 4. 審判

審判育成部、審判割当部及び T O 部で業務を分担し、審判育成部は審判技術の向上と普及及び審判員の育成を担当し、審判割当部は大会等における審判割当を担当し、T O 部は T O 技術の向上と普及及び T O の育成を担当する。各部は 7 支部から選出された部員で構成する。

### 5. 育成普及

ユース育成部、指導者育成部及び普及部で業務を分担し、ユース育成部は選手の発掘と育成及

びDC（育成センター）の管理を担当し、指導者育成部は指導技術の向上と普及を担当し、普及部はキッズ大会の推進及びマナーの向上と啓発を担当する。各部は7支部から選出された部員で構成する。

#### 6. 広報渉外

広報部と渉外部で業務を分担し、広報部は広報活動全般とホームページの運営を担当し、渉外部は大会協賛企業と後援会の対応を担当する。各部は7支部から選出された部員で構成する。

第23条（専門委員会） 次の各種専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

#### 1. 常置委員会

##### (1) マンツーマン推進委員会

マンツーマン推進委員会はマンツーマンの推進及びコミッショナーの養成を行う。副部会長、審判グループ長、育成普及グループ長と7支部のうち横浜と北相は下部組織に細分化した12地区から選出された委員で構成する。

#### 2. 臨時委員会

##### (1) 倫理委員会

倫理委員会はクレーム等の問題への対応及び指導者と保護者のモラル向上と啓発活動を行う。部会長、副部会長および相談役で構成する。

##### (2) 改革推進委員会はJBA等の新機構に対する改革推進を行う。部会長、副部会長および相談役で構成する。

その他臨時委員会は、本部会の必要に応じて構成し開催することができる。

## 第七章 会計

第24条（経費） 本部会の経費は、JBA・県協会補助金、大会参加費、寄付金等その他の収入をもってこれに充てる。各事業および全体の決算を県協会に報告し、承認を得なければならない。

第25条（会計年度） 本部会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第26条（登録金） 本部会に登録しようとする団体は、毎年所定の登録金をJBAと県協会に納入しなければならない。

## 第八章 改廃

第27条（細則改廃） 本部会運営細則改廃にあたっては、常任委員会において発議し、県協会理事会の承認を得て成立する。

## 第九章 附則

第28条（附則） この細則を実行するのに必要な附則は、別に定めることができる。

第29条（発効） 本細則は令和2年4月1日より有効となる。